

立神峡里地公園だより

活動報告 森のようちえん”りとり”だより

夏と秋の二つの季節を感じた9月、森のようちえんでは、河原のお散歩、大根の種まきなどを行いました。

子供たちの手でまかれた種は、秋の日差しを浴びてすくすく育っています。

次のりとりだよりでは、10月の芋掘りの模様をお伝えします。

◎子育て支援ルーム開放時間：木・土・日 10:00～16:00



▲大根も仲良く大きく育ててね

【みんなおいでよ里山フェスタ】

秋色に染まる里山で、年に一度の里山フェスタを開催します。

子どもからおじいちゃん、おばあちゃんまで幅広く楽しめる体験・お店が今年もいっぱいです。ご家族、お友だちをお誘い合わせのうえおいでください。心よりお待ちしております！

【とき】11月13日(日) 10時～15時 里地公園にて

【内容】

①ものづくり

・ドラちゃんによる「どんぐりクラフト」

子供たち集まれ～！里山で見つけたどんぐりで自分だけのキーホルダーを作ろう！

②食と暮らしの体験

・里山クラブどんごろすによる「えんがわ亭」

昭和30年代をイメージした屋敷でいただく「一汁一菜」の田舎料理

③体験

・立神峡公園管理組合「色々なひもの結び方」

生活に役立つひもの結び方を教えます。

・はちかんネイチャーゲームの会による「ネイチャーゲーム」

五感を使って、自然をのびのびと感じてみませんか。

ほかにも、九州農政局による「食育ブース」、地元商店による屋食の販売、青空音楽会などがあります。

※ご注意：当日はJRウォーキング同時開催となっています。混雑が予想されるため、第2駐車場への駐車や、公共交通機関をご利用ください。



▲昨年の様子(ネイチャーゲーム)



▲昨年の様子(どんぐりクラフト)

【森のおさんぽ会参加者募集】

期日 ①11月23日(水) 10時～12時 ②11月25日(金) 10時～12時

対象 幼児を含む親子(各回10組程度)

参加費 1組(親子)1,000円(3人目から1人200円)

場所 氷川町ウォーキングセンター

※今回は雰囲気を変えて、ウォーキングセンター近くを散策したいと思います。



詳しいお問い合わせ・お申し込み先 立神峡公園管理棟 ☎62-1543

農業委員会だより

農業者年金に加入しませんか

老後への備えは万全ですか？

農業者で世帯主が65歳以上の夫婦2人の生活費は、ライフスタイル、家族構成、資産の保有状況などによって異なりますが、平均的な家計費は現金支出で月額23万円、年額272万円となっています。(農業経営動向統計農水省調べ) 65歳の方は、平均的にみた場合、男性では約18年間(83歳まで)、女性では約23年間(88歳まで)の老後生活を送ることとなり、その間の生活資金を準備する必要があります。

国民年金だけで十分ですか？

国民年金の保険料を毎月欠かさず納めて、65歳から受給できる老齢基礎年金の額は、
年額 78万8900円(1人)
月額 6万5741円(1人)
157万7800円(夫婦)
6万5741円(夫婦)
13万1482円(夫婦)

ですが、保険料の未納があった場合は、その分減額されます。平均的な毎月の生活費として夫婦で23万円が必要になりますが、このうち、13万2千円を国民年金で賄うとして、残りの約10万円をどのように準備するのが課題となります。毎月10万円は、年間では120万円となり、65歳男性の平均的な老後の生活期間である18年間ではなんと2160万円になります。更に、予期せぬ病気に罹った場合などには、この金額以上の準備が必要です。
「うん、農業者年金は、日本の農業の担い手である農業者の方々の老後生活の安定を図ることなどを目的とした、農業者だけが加入できる「農業者」のための年金を活用しませんか！」

【表1】

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	-

※保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する金額は、2万円から補助額を差し引いた額となります。

【注意】

【農業者年金の5つのメリット】
①積み立て方式で安定した、少子高齢化時代に強い年金です。
②年金は生涯支給されます。80歳までの保証付き！
③保険料は、月2万円から6万7千円まで、千円刻みで自由に選択できます。
④認定農業者などの担い手の皆さまは、保険料の国庫補助が受けられます。【表1参照】

⑤保険料は全額社会保険料控除の対象となるので、所得税・住民税が節税できます。
【例】課税所得が150万円の場合の税額
①農業者年金に未加入 150万円×15%＝22万5千円
②農業者年金に加入(保険料2万円/月、24万円/年) 150万円×15%＝22万5千円
150万円×24万円＝126万円
126万円×15%＝18万9千円
①②＝3万6千円の節税

次の条件を満たせば、どなたでもご加入いただけます。

1. 年間60日以上農業に従事
2. 保険料の免除を受けていない国民年金の第1号被保険者
3. 60歳未満

農業経営者もとより、農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入が可能です。

老後の生活設計をご検討の際には、メリットがたくさんある農業者のための年金「農業者年金」の活用を、是非、お考えください！
詳しくは、地区の農業委員、または農業委員会事務局まで、お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ先
農業委員会事務局

☎52-5861

里山暮らし、今暮らし

七輪

秋から冬にかけて、旬のおいしい食材が出てきます。少し大変だとは思いますが七輪を使って調理をしてみませんか？
最近の生活の中で火を使うのはガスコンロに頼りがちですが、炭に火をつけ調理をしてみませんか。「むずかしい」と思う方もいらっしゃると思いますが、家族で七輪を見守り調理するのもいい事ではないかと思えます。

